資料１－２　議題１

令和７年度都道府県単位保険料率の算定等について

■ 政府予算案を踏まえた収支見込（令和７年度）の概要

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		2023（R5）年度	2024（R6）年度		2025（R7）年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2024年12月) (b)	2024-2023 (b-a)	政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月) (c)	2025-2024 (c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	2025年度保険料率： 10.00%
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	－	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	○ 2025年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率： 9.57%
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
	※（内数）	8,745	8,867	122	9,044	177	

※　法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の１か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

■ 政府予算案を踏まえた収支見込（令和７年度）の概要

政府予算案を踏まえた2025（令和7）年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が12.0兆円、支出（総額）が11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は4,601億円の見込み。

1.　収入の状況

収入（総額）は、2024（令和6）年度（直近見込）から1,770億円の増加となる見込み。

➢ 「保険料収入」について、主に標準報酬月額の増加により1,402億円増加する。

2.　支出の状況

支出（総額）は、2024年度（直近見込）から2,658億円の増加となる見込みで、主な要因は以下のとおり。

➢ 「保険給付費」について、加入者１人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。

➢ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

3.　収支差と準備金残高

2025年度の「収支差」は、2024年度（直近見込）より、888億円減少して4,601億円になる見込み。
（収支均衡料率は、9.57%の見込み。）
2025年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。

■ 令和７年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		2023（R5）年度	2024（R6）年度	2025（R7）年度	備考
		決算	直近見込（2024年12月）	政府予算案を踏まえた見込（2024年12月）	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82%
	国庫補助等	0	1	1	2024年度保険料率： 1.60%
	その他	－	－	－	2025年度保険料率： 1.59%
	計	11,580	10,557	10,747	
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	納付金対前年度比 ⇒ ＋126
	その他	0	0	－	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

■ 令和７年度都道府県単位保険料率の算定について

※ 一部の基礎データが未確定であり、暫定版である。

○ 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和７年１月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において**暫定版**である。

（単位：%）

	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b) 年齢調整	調整(b) 所得調整	医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	共通料率 (c)	所要保険料率 (a+b+c)	前々年度精算分	保険料率（精算反映後、ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ反映前） (d)	保険料率（精算・ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ反映後） (e)	ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ分
全　国	5.35	－	－	5.35	4.65	10.00	－	10.00	10.00	0.000
41　佐　賀	6.93	▲ 0.19	▲ 0.68	6.06	4.65	10.71	0.06	10.77	10.78	0.010

令和６年度（参考）

41　佐　賀	7.07	▲ 0.20	▲ 0.71	6.17	4.60	10.77	▲0.16	10.61	10.42	▲ 0.187

・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51%）、前期高齢者納付金等（3.38%）、保健事業費等（0.78%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.65%）を加算したものである。

・保険料率(d)は、所要保険料率には含まれていない、令和５年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

・保険料率(e)は、保険料率(d)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

・インセンティブ制度の加算額は、令和５年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和７年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は12月23日に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料３）の「令和５年度（４月～３月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

■ 都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

※ 一部の基礎データが未確定であり、暫定版である。

（令和6年度）

保険料率(%)	支部数	
10.42	1	20
10.35	1	
10.34	1	
10.33	1	
10.30	1	
10.25	1	
10.22	1	
10.21	1	
10.20	1	
10.19	1	
10.18	1	
10.17	1	
10.13	2	
10.07	1	
10.03	1	
10.02	3	
10.01	1	
10.00	1	
9.98	1	26
9.95	1	
9.94	3	
9.92	1	
9.91	1	
9.89	2	
9.85	3	
9.84	1	
9.81	1	
9.79	1	
9.78	1	
9.77	1	
9.68	1	
9.66	1	
9.63	1	
9.62	1	
9.59	1	
9.55	1	
9.52	1	
9.49	1	
9.35	1	

（令和7年度）

保険料率(%)	支部数	
10.78	1	22
10.47	1	
10.41	1	
10.36	1	
10.31	3	
10.25	1	
10.24	1	
10.21	1	
10.19	1	
10.18	1	
10.17	1	
10.16	1	
10.13	1	
10.12	1	
10.11	1	
10.09	1	
10.03	2	
10.02	1	
10.01	1	
9.99	1	25
9.97	2	
9.94	2	
9.93	2	
9.92	1	
9.91	1	
9.89	1	
9.88	1	
9.85	1	
9.82	1	
9.80	1	
9.79	1	
9.77	1	
9.76	1	
9.75	1	
9.69	1	
9.67	1	
9.65	1	
9.62	2	
9.55	1	
9.44	1	

1位と2位の差

0.31%

（前年度：0.07%）

1位と47位の差

1.34%

（前年度：1.07%）

■ インセンティブ制度に係る令和５年度実績について

【令和５年度実績評価 ⇒ 令和７年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和７年度保険料率の算出に必要となる令和７年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、
本試算と令和７年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01

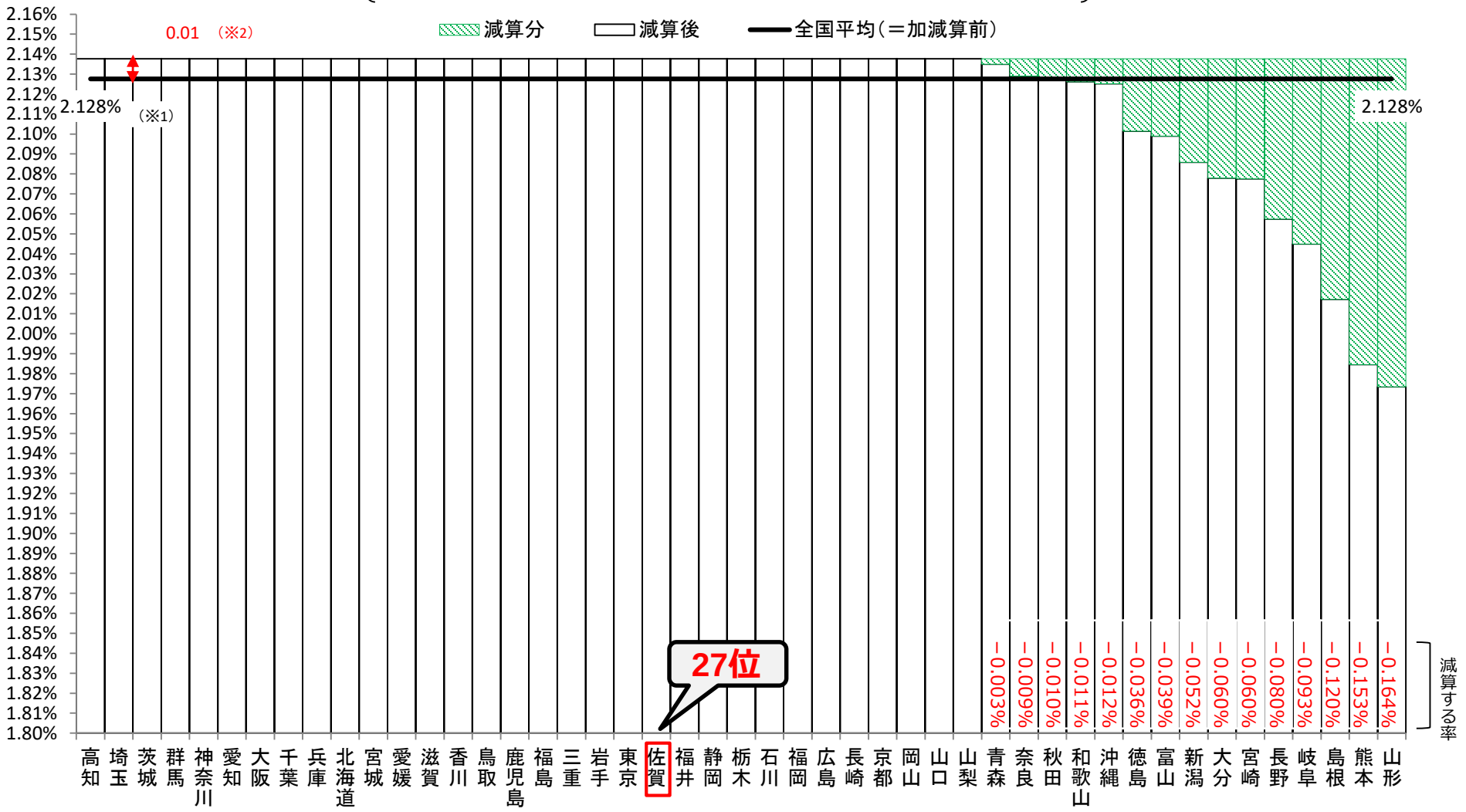

※1　令和７年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和７年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和５年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.128%）で仮置きしている。
※2　令和７年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和５年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和７年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。